

令和6年度から

建築開発事業指導要綱

が変わります

洪水調整池設置基準の追加

市街化調整区域内の工業の土地利用を進める区域^{※1}で、
区域全体の面積が5ha以上ある区域内において
一定規模以上の工事^{※2}をする場合は、
洪水調整池^{※3}の設置が必要になります。



※1 都市計画法第34条第12号の条例で指定する区域

※2 開発区域の面積が3,000㎡以上の開発行為
(第34条第12号許可以外の許可を含む)
(住宅の建築を目的としたものを除く)

※3 貯留容量 $V=600A$
V: 貯留容量 (㎡)、A: 開発区域面積 (ha)

市に帰属する道路等の 担保責任を明文化

開発許可を受けて道路等の公共施設
が市に帰属する場合に隠れた瑕疵
などで2年以内に破損があった場
合の担保責任は、事業者が負います。



説明会の対象となる 近隣の関係者を変更

境界線から10m → 15m

関係する 町内会長 を追加

